

町・県民税 申告相談 の日程

- 申告場所 町民税務課(役場1階) ●受付場所 役場町民ホール
- 受付時間 【午前】9:00～11:00 【午後】13:00～16:00

| 月 日 | 対象地区等 | 月 日 | 対象地区等 |
|----------|--------------|----------|---------------|
| 2月17日(月) | 長老 | 3月 3日(火) | 瀬見原 |
| 2月18日(火) | 大原 | 3月 4日(水) | 瀬見原 |
| 2月19日(水) | 横川 | 3月 5日(木) | 矢立・関上4班、5班 |
| 2月20日(木) | 滑塚・境沢 | 3月 6日(金) | ◆書類不備で再提出の方 |
| 2月21日(金) | 滑津 | 3月 9日(月) | 関上1班、2班 |
| 2月25日(火) | ◆書類不備で再提出の方 | 3月10日(火) | 関上3班、6班、7班 |
| 2月26日(水) | 峠田上組・中組 | 3月11日(水) | 関下1班、2班、3班、4班 |
| 2月27日(木) | 峠田下組 | 3月12日(木) | 関下5班、6班、7班 |
| 2月28日(金) | 湯原荒町 | 3月13日(金) | ◆書類不備で再提出の方 |
| 2月29日(土) | ◆日程の都合がつかない方 | 3月16日(月) | 干蒲・稲子 |
| 3月 2日(月) | 湯原仲町・東町・田中 | | |

- お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193(担当:黒澤)

国民年金保険料の一部免除 (1/4、半額、3/4免除) が承認された方へ

一部免除が承認された期間の保険料は、
必ず「減額された保険料」を納付してください。

減額された保険料を納めない場合、免除を受けない場合と同様に未納扱いとなります。将来の老齢基礎年金の額に反映されないどころか、障害や死亡といった不測の事態が生じた際に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。「減額された保険料」を納付していれば、未納扱いとはならず、10年以内に追納することにより年金額を増額することもできます。

- お問い合わせ 大河原年金事務所 ☎0224-51-3111
町民税務課町民係 ☎37-2114(担当:小室)

令和2年度 町・県民税

申告相談

今年も町民税・県民税の申告をしていただく時期になりました。

この申告は、令和2年度の町・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料及び所得証明書等の資料となる大変重要な手続きです。

**申告がない場合は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の軽減や国民年金保険料の減免などが受けられません。また、収入がなかった方(給与所得者の扶養に
なっている方など)も申告をしないと非課税証明等の証明書が発行できない場合があります
のでご注意ください。**

◆申告が必要な方は！

令和2年1月1日現在、セケ宿町に住所がある方。

ただし、税務署に確定申告書を提出する方、又は、給与所得のみで勤務先において年末調整がお済みの方は申告の必要がありません。

※高齢等のため申告相談に来場できない方は、お電話でご相談ください。

※株式の譲渡、土地及び建物の譲渡等所得の内容によっては税務署にご案内する場合があります。

◆申告相談に必要なもの

- ①印鑑(シャチハタ以外)
- ②預貯金通帳又は口座番号の控え
- ③税務署から届いた「確定申告のお知らせ」(送付された方のみ)
- ④マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード)
- ⑤本人確認ができるもの
(運転免許証等顔写真付きのもの1点又は顔写真のない公的医療保険証等の場合は2点)
- ⑥令和元年分源泉徴収票(給与、年金)
- ⑦農業、営業、山林、不動産所得…帳簿等の収支内訳書と必要経費の領収書等
(科目ごとにまとめて集計してお持ちください)
- ⑧土地の譲渡、満期保険金、株式の配当所得…その収入や必要経費の分かるもの
- ⑨社会保険料控除…国民年金等の領収書、控除証明書
- ⑩生命保険料、地震保険料控除…各種保険料の控除証明書
- ⑪医療費控除…医療費の領収書、医療保険の給付金などの補てんされた金額が分かるもの
(あらかじめ1年間分の合計を計算してください)
医療費通知書のハガキ等
(明細書に記載されていない期間の医療費については領収書が必要です)
- ⑫セルフメディケーション税制を適用する場合
…薬局等から購入したセルフメディケーション対象のレシート等(医療費控除といずれか選択)

※申告相談期間中は混雑のため、お待たせする場合がございますので、あらかじめご了承ください